

議案第 8 号

調布市消費生活センター条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

消費生活センターを設置するため、提案するものであります。

調布市消費生活センター条例

(設置)

第1条 消費生活に関する消費者の利益の保護及び知識の普及啓発を図るとともに市民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項に規定する消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、告示する。

(所掌事務)

第2条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、センターが行う事務は、別に定める。

(組織等)

第3条 センターは、消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）第8条第2号に規定する消費生活センター長、同条第3号に規定する消費生活相談員（以下「相談員」という。）その他必要な職員をもって組織する。

2 相談員は、非常勤とする。

3 相談員の資格要件並びに法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務以外の職務については、規則で定める。

4 前3項に規定するもののほか、センターの組織等について必要な事項は、別に定める。

(運営等)

第4条 センターは、原則として週4日以上第2条に規定する事務（以下「相談等事務」という。）を行うものとし、その日及び時間は、告示する。

2 市長は、センターの円滑な運営に資するために、相談等事務に従事する職員の資質向上のための研修の機会の確保を図るものとする。

(情報管理)

第5条 市長は、相談等事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、センターに相当する機関において取り扱っている相談等事務に相当する事務は、センターの相談等事務とみなす。